

第三セクター事業の事業転換に伴う抜本的再生

～ 1761号 ～

情報サービス関連 資本金 1000万円 売上高 2億2千1百万円 従業員 80名

【再生計画イメージ】

現状		(P/L 面)		再生後のイメージ	
売上	221	売上	243	営業利益	5
営業利益	4	(支払利息)	1	経常利益	8
(支払利息)	12	(減価償却費)	1	収益弁済原資	9
経常利益	0	借入金	62	借入金	62
(減価償却費)	2	実質自己資本	30	実質自己資本	30
収益弁済原資	2				
借入金	516				
実質自己資本	438				

(金額単位：百万円)

(B/S 面)

事業改善 1

債務圧縮

金融支援：債務免除 347

資産処分、私財提供等

実質債務超過解消年数	算定困難	実質債務超過解消年数	4年
償還年数	258年	償還年数	7年

(注)計画開始時のイメージの為、公表値と異なる。

【窮状原因】

平成の初期に地公体を中心に複数の地元企業より出資を受け、地域の通信事業会社として移動無線電話会社として設立するも、競争激化やIT技術の進歩から携帯電話への移行等による業況変化に対して業態変更の遅れから、初期投資費用の回収逸失により、過剰債務と債務超過状況となっている。

【窮状原因の除去】

情報サービス、セキュリティ分野へ業態変更したが、当該事業推進により、現事業は安定化。

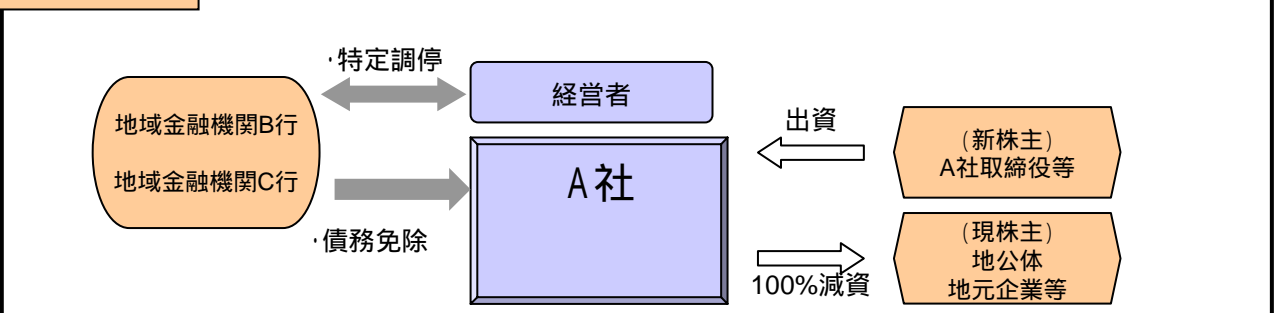
【事業改善】

施設管理事業において、「県男女共同参画センター・県子供家庭支援センター」の指定管理者として、その売上が確保。

【金融支援策におけるポイント】

現事業について事業収支の安定はしているが、過剰債務に陥っており、抜本的な金融支援が必要な状況。金融支援は地域金融機関複数行(二行)による直接放棄による金融支援。現経営者は、前経営者から引継後、現事業への転換とその事業基盤拡大してきたことから、今後の事業継続を斟酌し続投。なお、個人保証に関しては、一体的解決として、特定調停により解決を図る。現株主(地公体他)は、株主責任として全額無償減資。

【再生スキーム】



【協議会の果たした役割】

弁護士、会計士、診断士と個別支援チームを組成し、スキーム上の法務・税務等の問題点についても外部専門家と意見交換しつつ、金融機関への金融支援及び既存株主である地公体等の減資承認の調整を実施。